

～はじめに～

子供達を取り巻く社会環境が大きく変化する状況の中、児童自身が思いやりの心を持ち、安心して学び、安全に生活のできる環境づくりを推進するために、生徒指導の基準となる「樹徳小学校 生徒指導規程」を作成した。「学校生活の中で、一人一人が大切にされなければならない。」という認識に立ち、児童が主体的に学び、学びが面白いと思えるよう、生徒指導を充実させる。

**第1章 総則**

**(目的)**

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために制定するものである。児童一人一人が安全で楽しい学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

- (1) いじめ
- (2) 児童間のけんか
- (3) 対教師暴力・暴言
- (4) 建造物、器物破損
- (5) 金品強要・恐喝
- (6) 甚だしい授業妨害
- (7) 窃盗・万引き
- (8) 飲酒・喫煙
- (9) その他、法令・法規に違反する行為
- (10) その他、学校が教育上指導を必要とする判断した行為

**第2章 学校生活に関すること**

**(挨拶)**

第2条 学校内外では、友達や先生、地域の方に、気持ちのよいあいさつをする。

第3条 言葉づかいは、正しくていねいにする。

**(服装)**

第4条 校内外の学習活動及び登下校の際は、原則、学校の規定した服装を着用する。

※特別な事情がある場合、保護者等との話し合いをもち、適切に対応する。

**(学校での生活)**

第5条 『きまりをまもろう』『夏休みのくらし』『冬休みのくらし』『春休みのくらし』を守って生活する。

※学校生活においての規定については、必要に応じて児童とともに話し合う。

**(特別な指導)**

第9条 特別な指導は、次の通りを行う。

- (1) 発達段階に応じ、自分を見つめさせ、高めさせることのできる指導を行う。
- (2) 原則、複数の教職員で指導にあたる。
- (3) 保護者の来校を求めたり、場合によっては、関係機関と連携をとったりして、事後指導の充実に努める。
- (4) 必要に応じて、個別指導を行う。

**(個別指導)**

第10条 個別指導は、次の通りを行う。

- (1) 児童の思いを聞いたり、一緒に話し合ったりして、児童自らの内面を見つめさせることで、自己変革ができる場とする。
- (2) 児童が自らの行為をふり返り、充実したよりよい学校生活を送るために、今後の展望や目標を持つことのできる場とする。
- (3) 個別指導を行う際には、必要に応じて、教科の課題を用意したり、別途学習計画を立てたりして、児童の学習に遅れがないようにする。

**第3章 校外生活に関すること**

**(事故)**

第6条 校外で何らかの事故にあった場合は、直ちに学校に連絡する。

第7条 周囲の様子を確認し、安全に気を付けて行動する。

**第4章 特別な指導に関すること**

**(問題行動への特別な指導)**

第8条 問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。